

天保の改革令と藝人彈壓

役者は何匹、太夫は何人

多くの操り座を眼下に見て、ずんずんと深い地盤の上に根を据ゑて行く文樂座は、日毎に市中の人氣も高まり、立派な成長を續けつゝあつたが、それも四五年のことで、こゝに一頓挫を來すべき出來ごとが到來した。それは何かといふと有名な天保十三年の大改革である。硬骨水野越前守は、歌舞伎芝居、操り芝居、俳優、太夫、人形遣ひ、三味線彈き、囃子方、ありとあらゆる藝人社會へ對して、風紀振肅の名の下に一大鐵槌を加へたのである。その改革令或は禁令は同年四月五月七月の三度に涉つて、それはそれは嚴酷苛察を極めたものであつた。文樂座はその五月の禁令、即ち社寺境内に於ける芝居興行罷り成らぬ、の部に入つて、せつかく築き上げた地盤も物かは、直ちに櫓幕を卷いて稻荷の境内から退散し、其後は餘儀なく市之側や若太夫の芝居その他を一時借りして轉々として彷徨するより他はなかつた。これと同じ厄難に遇

つたのが御靈社内の芝居だから、大阪中でのこるところ、道頓堀では竹田と若太夫、北堀江市之側、天満大工町荒木、北の新地、と都合五ヶ所だけになつてしまつたのである。(文樂轉々の狀は後に述べる)。以上は操り座として直接蒙つた影響であるが、これを藝人社會に及ぼした影響について見ると、それはそれは實に慘澹たる光景である。もとより藝人社會へ對する其筋の禁令といふものは、河原乞食と卑しめられながら王侯の贅を盡してゐる元祿頃の役者達に屢々下つてゐたが、多くは表面的のもので、その實役人の目の光らぬ處では公然の秘密で犯則がつゞけられてゐたものだが、今度のはなかなかそんな手温いものではなく、平生の私生活にまで立ち入つて嚴重を極めたものである。四月の改革令では、歌舞伎芝居の衣裳道具其他一切華美の物を用ふるを許されない、といふことになり、ちやうど其時大阪では道頓堀三座の内、大西の芝居だけが獨り開演中であつたので、此興行終るまでと歎願したがそれも許されないの、急に道具を變へる衣裳を改めるの大混雜、木綿物に摺箔、染込などをしてやつと禁令の趣旨に合はしたなどといふ例がある。また七月十五日附で出た禁令は更に苛酷で、………：太夫役者等諸藝人は、芝居以外に於ては、平日吉凶ともに袴袴を着用し、雪駄高下駄を穿つことを禁じ、役者は寒暑ともに往來するには必ず編笠を被らしめ、一枚草履を穿つべし、淨瑠璃太

夫の肩衣は麻裱に限り、又人形遣ひ近來身分を忘れ、出遣ひに白粉を面てに塗り俳優等と同じく婦人に媚び男娼同様の振舞ひ嚴重に慎しむべし、その他町人同様の生活をなすべからず。……これではまるで犬猫に劣つた扱ひだ、けれども何と云つても幕府の禁令だ致し方がない。哀れや昨日まで、錦や緞子に包まれて駕を飛ばした立役者も、満都の子女を惱殺して芝居果ての裏木戸に、振袖野郎帽子の艶色を見せた女形も、今日からは尻切れ草履に冬編笠といふ見糞らしさ。東都の市川海老藏が、舞臺に眞物の具足を用ひ、高價な印籠を用ひた爲めに江戸追放といふ大災厄に遇つたのも此時である。道頓堀其他三ヶ所に居宅を構へ、米一石一兩といふ時の相場に年費三千兩といふ豪奢な生活をした梅玉中村歌右衛門が糺明され、その他中村富十郎、芝翫、我童等續々と譴責やその他の處分を受けてゐる。それ等はなほ觀方によれば奢侈を戒むることだから或は當然だとも云ひ得られる。だがこゝにもう一つ個人の生存權にまで立入つた大問題がある。即ちこれ等の藝人達が、土地や家屋を所有することが出来ないと云ふ禁令である。随分亂暴な話だ、田畑土地家屋すべてを所有することを許さないのである。而かも彼等の住居は道頓堀一圓に限つて、其他の土地に住居することを許さない、かうなると殆ど人權問題だ、けれども當時の習慣としてやはり泣く子と地頭には勝たれぬといふ諺どほり、盲

従するより他に手段は無かつた。

おさへつける者も、おさへつけられる者も、これが當然だと云つたやうに、たゞ成行にまかしてゐた封建制度のかうした唯中に、たつた一人、ホンの唯一人、非違非法なる此命令に慊らずとして、反抗の氣勢を上げた快男子がある。そもそもそれは誰れなのだらう。

通稱百貫の安兵衛、といふと如何にも町奴か顔役のやうに聞えるが、實は三代目竹本筆太夫といふ利かぬ氣の男である。初代彌太夫の門人で當時淨瑠璃界の錚々たる立物の一人、舞臺の技倆は云はずもあれ、近松狂言堂と合作で『淨瑠璃大系圖』三卷を著はしてゐるほどの斯道の考證學者で、相當の見識をもつた人物であつた。己が頭上にこんな馬鹿けた禁令が出てゐるとは知らずに筆太夫は、その頃伊勢古市の近邊を巡業して歩いてゐたが、妻危篤の報知にも、藝道大事と歸らうともしなかつたところへ、今度の禁令について大阪の仲間からの急報に接したので、コレハ斯道の一大事と急遽歸宅、匆々旅装をも解かず其まゝの姿で、とりあへず町内の年寄（嶋之内岩田町今の東清水町）綿屋平三郎方へ駈けつけた。そこで主人の平三郎に會つて、かう云つてみた。

「今度諸藝人達が家屋田畑を所有することが出來ないといふお布令が出たらしい、實は私は

旅へ出てゐて今歸つたばかり、その事實は知らないが、外の藝人達はいざ知らず、我々太夫までその禁令を受けるといふのはどうも可笑しい。これは必つと何かの間違ひではないでせうか、現に先年（天保二年二月）安治川の新山御再興の時、中村梅玉が御冥加金を願ふたが却下されて、我々太夫等一統から御願ひしたのは早速に聞きずみとなり、銀十枚納めたことは、あなたも御存じの事と思ふ、いつたい我々淨瑠璃太夫は昔から武士同然の扱ひを受けてゐるばかりか、畏くも禁裏から許されて官名を受領する程のもので、以前から家屋田畑を所有してゐる者は可なり多い。或は此禁令を傳達するものが解釋を間違へてゐるのかも解らないが、とりあへず一度上へお伺ひ下さい』

ぼんやりと突つ込んで出た。平三郎は、

『今度の禁令は、なかなかそんな手緩いのではないから、元より間違ひなどのあらう筈がない、黙つて辛抱して置いては何うか』と云つた風に筆太夫をなだめてかゝらうとする容子であつたが、筆太夫は何うも太夫といふ位置のものがさうまで虐待を受ける譯が無いといふ肚であつたから、なかなか屈服しない。その日いけねば翌日、翌日いけねばまたその翌日といふ風に根氣強く戦つた。彼は飽くまで太夫の權威といふものを維持したかつたのである。筆太夫が誠

意をもつてする猛烈熱心な運動には道がの平三郎も遂にこれを總年寄まで達せざるを得なかつた。總年寄はやがて奉行へ是れを進達した。日ならず七月二十五日、西町奉行阿部遠江守から太夫役者その他芝居關係者のこらず出頭すべしといふ達しがあつた。一同は今日の宣告が果してどんなものかとの戦々競々として罷り出た。阿部遠江守は一回へかう言ひ渡した。

一、歌舞伎役者の者は道頓堀八丁町の内住居に限り人形遣ひ同様の事、淨瑠璃語りの太夫の儀はこれ迄通り家屋敷田地畑等買求め候共差構へ無之事。

筆太夫の意志は見事に貫徹したのである、これが爲めに生涯世の中から葬り去られようとした淨瑠璃太夫の權威は完全に支へられたのである、實に斯界にとつての大きな効績をのこしたのであつた。

なほ筆太夫は古來から此事件當時までの淨瑠璃關係者の所有屋敷の覺え書を奉行所へ提出してゐる、其下書きの筆太夫自筆のものを私の家に傳へてゐる、これは好箇の資料であるからこゝへ略記して置く。

一、太夫三味線家持之衆中覺

日本橋南詰坂町行當り（日本橋筋一丁目）

竹本 筑 後 棟

同 所 (筑後椽と合壁)

堺筋周防町南へ入

心齋橋筋大丸南の町 (周防町南入)

道頓堀太左衛門橋北詰 (濱より少し北)

嶋之内周防町御堂筋西入

同 八幡筋心齋橋西入

鹽町通佐野屋橋東入

嶋之内清水町筋三休橋西入

梶木町淀屋橋筋

北堀江下通四丁目 (阿彌陀池南筋角)

西京猪熊佛光寺上ル町

同上長者町松屋町下ル

立賣堀北通一丁目 (槌橋筋西入)

嶋之内清水町疊屋町西入

竹 田 出 雲

豊竹越前少 椽

竹本 大和 椽

竹本筑前少 椽

豊竹嶋太 夫

豊竹駒太 夫

竹本政太 夫

豊竹此太 夫

竹本染太 夫

豊竹此太 夫

竹本綱太 夫

野澤吉兵衛

鶴澤寛治

三代目 竹本内匠太夫

北新地二丁目

初代

竹本彌太夫

嶋之内清水町三休橋筋西入北側

三代目

竹本播磨大掾

西京三條橋東松の木町（大菱屋）

三代目

竹本綱太夫

嶋之内岩田町

三代目

竹本筆太夫

鹽町通心齋橋筋西入南側

五代目

竹本政太夫

嶋之内御堂筋鰻谷角

五代目

竹本住太夫

北新地三丁目

五代目

豊竹此太夫

天王寺村河堀口宮町

三代目

竹本長門太夫

右爲後日之書印者置也

天保十三年壬寅八月

竹本筆太夫

天保の大改革は斯くの如く諸藝人には恐ろしい爆弾投下であつたが、太夫側にとつては禍變じて幸ひとなつた形で、これが爲めに却つて傳統的に享有してゐる太夫の權威が確立したわけである。さうして他の諸藝人に比して特殊の見解を以て迎へられてゐたこともはつきりと解つたわけである。そして奉行所に於て當時の藝人達がどういふ風に扱はれたかといふのに、太夫

は縁側の板間に與力同心に次いで着座し、役者その他はすべて白洲の砂上に下座した。それからもう一つ甚しい差別は、太夫や役者を呼び立てるのに、太夫の方へは「竹本筆太夫外何人」と呼び上げるのに反して、役者達の方へは「中村歌右衛門外何匹」と呼び捨てたのである。如何に掟とは云ひながら、畜類同然に何匹とは殆んど日本の國に有つた出來事とは思はれないくらゐである、而かも事實だから仕方がない。勿論誰一人異議を稱へるものなどはなかつたのだから泰平なものだ。何匹といふ藝人達と何人と云はれる太夫とは殆ど同日の談ではない。今度の事件にしても筆太夫の熱誠がよく効を奏したのは勿論だが、元來太夫優勢の傳統的實績が無ければこの運動がかう見事に勝を制する筈がない。然らば古來何が故に同じ藝人でありながら、太夫に限つてかういふ優越權が與へられてあるのか、これはなかなか一朝一夕のことではなく、いろいろな原因理由もあるが、特に上方に於て太夫達の位置が優遇されてゐるのは、ひとへに禁裏の一方ならぬ御愛寵と庇護とに因るのだと云つてよい。従つて古來太夫そのものが如何に人格的であつたか、百姓下賤の出身たる義太夫でさへも、殆どその生涯は武士に等しい嚴格なる節制をもつて斯道を大成せしめてゐる。

慶長元和の大阪陣が終つた後のこと、かういふ大戦亂後の常として、大阪市中には大阪陣の

殘黨や澤山な浪人共が、白晝横行闊歩して、掠奪を恣にし、斬取り強盜の類は隨時隨所に起り、いかに良民が困窮したかわからない。幕府の當局もこの取締りには道がに手を焼いて困つてしまつたが、さて一旦平和に歸した以上、彼等を悉く罪科に處するも策の得たるものではない、所詮は糊口に窮しての結果に働く悪事なのだから、寧ろ彼等を救済するに如くはないと、かういふ解釋のもとに一種の社會政策をとることになり、彼等を召喚説諭して、自活の途を與へようとした。その一つの方法は、當時大阪城要害の爲めに十七ヶ所に設けられた外廓の櫓がある、こゝの番人として彼等殘黨や浪人共を收容することを案出したのである。彼等とても好んで強盜や追剣を働いてゐるわけではないのだから、結局先づ救はれる方へ従ふのが人情、やがて其の方へ多くの人數の片がついた。處が彼等とても毎日無爲に日を送つてゐる譯には行かない、多少なりとも生活の糧を補はねばならぬといふ考へを起した、そこで人形操りの興行をすることを願ひ出た。もとより興行といふほどの大袈裟なものでなく、櫓のあたりを通りかゝる人々に見せる程度のもので云はゞ大道藝に過ぎないのである、勿論これは聞届けられた。そこでその頃流行の西の宮の傀儡師を呼んで人形操りの練習を始めたが、これだけではものにならぬところから、今度は又淨瑠璃太夫を呼び迎へて操り芝居をしたいと届け出たがこれも許され、有

名な薩摩次郎右衛門（後に江戸へ出た淨雲）に命じて同人を總附人といふことにして、十七ヶ所の櫓下興行を統宰させた。そこで各々の櫓下の通路を假の舞臺として、操り淨瑠璃の興行が出来ることになったのである。これで浪人共もやうやう完全な生業を得たことになる。而してその櫓下には「總附人薩摩次郎右衛門」の名を記した額を上げることになった。即ち櫓下に据る人は官許の附人であつて、一介の藝人ではないと云ふ權式を持たせた譯で、いかに次郎右衛門の櫓下が威張つた地位に置かれたかゝわかる。かういふところにも太夫が武士と同然の階級に置かれてあつたことを知る事が出来る。淨瑠璃道に今も残る「櫓下」の名稱は即ちこゝに由來するのだが、後代義太夫の意圖によつて、始めて名實共に備はつた權威ある「櫓下」が制定されたわけなのである。この一例は太夫が他の藝人と異つた優越な社會的位置を夙くに占めてゐたといふ、史的資料の一つとして附記したわけである。